

令和7年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項目名	NISAの利便性向上等											
税目	所得税											
要望の内容	<p>NISAのさらなる利便性向上等のため、所要の措置を講ずること。</p> <table border="1" data-bbox="901 790 1487 958"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）										
（改正増減収額）	（	— 百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 新しいNISA制度が開始された中、手続の更なる簡素化・合理化や対象商品の要件の見直し等により、投資家の利便性を向上させ、NISAの更なる普及・利用促進を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性 2024年1月から新しいNISAが開始され、2024年3月末時点でNISA口座数が約2,323万口座、買付額は約41兆円となるなど、NISAは国民の安定的な資産形成の手段の一つとして受け入れられつつある。 国民の安定的な資産形成を引き続き支援していく観点から、個々人のライフプランやライフステージに応じた商品選択、幅広い層による制度の円滑な利用等を可能とするため、対象商品等の要件の見直しやNISAに関する手続の更なる簡素化・合理化などに取り組む必要。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本政策Ⅱ 利用者の保護と利用者利便の向上 施策1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施</p> <p>資産所得倍増プラン（抄） 2. 目標 ○資産所得倍増プランの目標として、第一に、投資経験者の倍増を目指す。具体的には、5年間で、NISA 総口座数（一般・つみたて）を現在の1,700万から3,400万へと倍増させることを目指して制度整備を図る。 ○加えて、第二に、投資の倍増を目指す。具体的には、5年間で、NISA 買付額を現在の28兆円から56兆円へと倍増させる。その後、家計による投資額（株式・投資信託・債券等の合計残高）の倍増を目指す。</p> <p>国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（抄） Ⅱ 国民の安定的な資産形成の支援に関する施策 1 国民の安定的な資産形成に資する制度の整備 （2）新しいNISA 令和9年末時点におけるNISA 総口座数を3,400万へ、NISA 買付額を56兆円へ増加させることを目指す。</p> <p>新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版（抄） VII. 資産運用立国の推進 1. 資産運用立国実現プランの実行 （1）家計の安定的な資産形成の支援 ①NISAの活用 2027年末時点のNISA 総口座数を3,400万口座、買付額を56兆円へ増加させることを目指す。</p>
		政策の達成目標	<p>NISAの普及・利用促進により、家計の安定的な資産形成の促進と経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図ること。</p> <p>5年間で、NISA 総口座数を3,400万口座、NISA 買付額を56兆円とすること。</p>
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	（「政策の達成目標」と同じ）
		政策目標の達成状況	<p>口座数：2,323万口座 買付額の合計：41.4兆円 （出典）金融庁「NISA利用状況調査」（令和6年3月末時点）</p>
	有効	要望の措置の適用見込み	全てのNISA 口座開設顧客の利便性向上につながる。

		要望の措置の 効果見込み(手段としての有効性)	要望の措置は、制度の普及や利用促進に資するものであり、家計の安定的な資産形成の促進に有効である。
相 当 性		当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	要望の措置は、制度の普及や利用促進に資するものであり、妥当である。
こ れ ま だ の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項		租税特別措置の適用実績	口座数：2,323万口座 買付額の合計：41.4兆円 (出典)金融庁「NISA利用状況調査」(令和6年3月末時点)
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	口座数は約2,323万口座(令和6年3月末時点)と、制度の普及・利用が進んでおり、家計の安定的な資産形成の促進に有効である。
		前回要望時の達成目標	—

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度改正 NISA の創設 ・平成 22 年度改正 NISA の法制化 ・平成 23 年度改正 NISA の利便性向上・事務手続の簡素化 ・平成 24 年度改正 NISA の利便性向上・事務手続の簡素化 ・平成 25 年度改正 NISA の恒久化等 ・平成 26 年度改正 NISA の利便性向上 ・平成 27 年度改正 ジュニア NISA の創設等 ・平成 28 年度改正 NISA の利便性向上 ・平成 29 年度改正 つみたて NISA の創設等 ・平成 30 年度改正 NISA 等の利便性向上・充実等 ・平成 31 年度（令和元年度）改正 NISA 制度の恒久化等 ・令和 2 年度改正 NISA の恒久化等 ・令和 3 年度改正 NISA 口座等の利便性向上 ・令和 4 年度改正 NISA 口座開設時におけるマイナンバーカードの活用等 ・令和 5 年度改正 NISA の恒久化等 ・令和 6 年度改正 NISA の利便性向上等 	

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項 目 名	上場株式等の相続税に係る物納要件等の見直し		
税 目	相続税		
要 望 の 内 容	物納に係る手続について、納税者が利用しやすいよう特例を措置すること。 また、上場株式等について、相続税評価方法等の見直しを行うこと。		
	平年度の減収見込額	—	百万円
	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）
	（改正増減収額）	（	— 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 納税者が上場株式等の相続に係る物納を利用しやすいよう特例を措置し、納税環境の整備を図ること。また、上場株式等に係る相続税評価方法等の見直しを行うことにより、上場株式等と他の資産との間における相続税に係る負担感の差を解消すること。</p> <p>(2) 施策の必要性 現行の相続税法における物納は、「延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内であること」等の要件があり、税務署長の許可を得る必要があるため、物納の利用実績が限定的。 一方で、上場株式等については、納税者が換金せずとも国において容易に換金が可能であること、高齢化が進み、相続人・被相続人ともに高齢者である老老相続が増加することが見込まれることなどの環境下においては、納税者が物納を利用しやすい納税環境を整備する必要。 また、相続財産となった上場株式等は、原則、相続時点の時価で評価されるところ、株価の下落に備えて売却されるといったケースがみられ、国民の資産選択に歪みを与えているといった指摘がなされている。</p>		
	今回の要望（租税特別措置）に関連	合理性	政策体系における政策目的の位置付け
政策の達成目標			納税者が上場株式等の相続に係る物納を利用しやすいよう特例を措置し、納税環境の整備を図る。また、上場株式等に係る相続税評価方法等の見直しを行うことにより、上場株式等と他の資産との間における相続税に係る負担感の差を解消する。
租税特別措置の適用又は延長期間			恒久措置とすること。
同上の期間中の達成目標			政策の達成目標と同じ。
政策目標の達成状況			—

有効性	要望の措置の適用見込み	<p>上場株式等を物納に充てることを希望する者</p> <p>【参考】個人株主数（居住者）：1,531万人（証券保管振替機構株式等振替制度 株式5 属性別株主数状況（6か月累計）（2024年1月～6月））</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>上場株式等の相続に係る物納について特例を措置することにより、上場株式等の相続に係る物納を利用しやすい納税環境が整備される。また、上場株式等に係る相続税評価方法等の見直しを行うことにより、上場株式等と他の資産との間における相続税に係る負担感の差が解消される。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>納税者が物納を利用しやすい納税環境を整備する一環として、上場株式等の相続税に係る物納要件の見直しを行うことが妥当である。</p> <p>また、上場株式等と他の資産との相続税の負担感の差による国民の資産選択の歪みを解消するためには、上場株式等に係る相続税の評価方法等の見直しが必要であり、税制上の措置を講じることが妥当である。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 28 年度からの継続要望</p>	

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項目名	クロスボーダー投資の活性化に向けた租税条約等の手続の見直し		
税目	所得税、法人税		
要望の内容	<p>クロスボーダー投資の活性化のため、ファンドを介したクロスボーダー投資について、租税条約の適用が可能となるよう所要の措置を講ずること。 また、一定の金融機関が行う租税条約に係る手続について、デジタル化・簡素化を行うこと。</p>		
		平年度の減収見込額	— 百万円
		（制度自体の減収額）	（ — 百万円）
		（改正増減収額）	（ — 百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 クロスボーダー投資の活性化に向けて、租税条約等に係る手続の見直しを行うことで、国際金融センターとしての機能強化を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性 我が国が締結している租税条約においては、二国間の投資を促進する観点から、クロスボーダー投資について、源泉地国での源泉徴収を減免する措置が盛り込まれているところ。 しかしながら、ファンドを介したクロスボーダー投資については、原則として、ファンドレベルではなく、投資家レベルで租税条約の申請手続をすることとされている。このため、投資家が多数となるファンドにおいては、投資家レベルで申請手続を行うことが実務上困難であり、租税条約を適用することができない状況にあるため、所要の措置が必要である。 また、租税条約に関する届出については、本体の届出書以外にも様々な添付書類の提出が必要とされるなか、大部分は紙媒体や光ディスクで提出せざるを得ず、支払の取扱者である金融機関（サブ・カストディアン）や税務署では多量の紙媒体等の管理・保管を余儀なくされている現状であるため、手続のデジタル化・簡素化が必要である。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１ 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版（抄） クロスボーダー投資の活性化に係る手続面の課題の把握を始めとして、必要な見直しを検討する等、我が国の国際金融センターとしての地位確立に向けた取組を進める。
		政策の達成目標	租税条約に係る手続の見直しを行うことにより、クロスボーダー投資が活性化すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	租税条約に係る手続の見直しを行うことにより、クロスボーダー投資が活性化する見込み。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	クロスボーダー投資の活性化を図り、国際金融センターとしての機能強化を図るという政策目的を実現する観点から、妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	昨年度に続けて2度目の要望である。	

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁企画市場局総務課保険企画室）

項 目 名	火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	<p>異常危険準備金制度について、火災保険等※に係る租税特別措置法第57条の5第1項に定める積立率のうち、令和6年度末までの「火災・風水害」及び「動産総合・建設工事・貨物・運送」の区分に係る無税積立率の割増措置を延長すること。</p> <p>低水準となっている残高を早期回復し、高額化する保険金支払いを踏まえた残高を確保する観点から各保険区分の取崩単位を一本化するとともに、取崩基準損害率を100分の55（現行100分の50）に引き上げること。</p> <p>「火災・風水害」の区分の無税積立率を100分の12（現行100分の10）に、洗替保証率を100分の40（現行100分の30）に引き上げること。</p> <p>※火災保険等とは、火災・風水害・動産総合・建設工事・賠償責任・貨物・運送の各保険をいう。</p>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	精査中 （▲52,100百万円） （－百万円）

<p>新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>巨大自然災害が発生した場合にも、損害保険会社が保険金を円滑かつ確実に保険契約者に支払えるよう、損害保険会社の十分な異常危険準備金の積立を促すことにより、金融サービスの利用者（保険契約者）が安心してそのサービスを利用できること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>損害保険会社は、火災保険等の引受を通じて自然災害リスクを保有しており、巨大自然災害に対して円滑かつ確実に保険金支払いを行えるよう、異常危険準備金の積立を行っている。</p> <p>現行の租税特別措置法において、損害保険会社が積み立てている火災保険等に係る異常危険準備金のうち、「火災・風水害」の区分は正味収入保険料の100分の10（積立率）の損金算入、「動産総合・建設工事・貨物・運送」の区分は正味収入保険料の100分の6（積立率）の損金算入、残高について正味収入保険料の30%まで無税積立が認められている。しかしながら、平成30年及び令和元年に発生した自然災害による保険金支払いが2年続けて1兆円超に上るなど、近年の自然災害の激甚化・頻発化の影響により、保険金支払いが近年増大しており、異常危険準備金は大幅な取崩しを余儀なくされ、その残高は低水準となっているところ、いつ発生するか予測ができない巨大自然災害に備えるため、早急に十分な異常危険準備金残高を回復させる必要がある。</p> <p>本要望は、確実な保険金支払いを確保する観点から、異常危険準備金の積立を税制面で支援し、被災した国民の生活の再建、早期安定化に寄与するとともに、国民経済の発展に資するものであり、必要不可欠な制度である。</p> <p>※平成17年度には、監督会計上のルールとして、損害保険会社に対して、巨大自然災害発生時にも保険金支払余力が確保されるよう新たな自然災害リスク責任準備金制度が導入されている。</p>
--	--

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		政策の達成目標	巨大自然災害に係る損害保険会社の保険金支払能力を向上させることにより、火災保険事業の持続可能性を守り、国民生活と経済社会の安定に資する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	頻発する巨大自然災害の被災者に対し異常危険準備金の取崩しにより、円滑かつ確実に保険金の支払いが行われた。なお、これにより異常危険準備金 3,477 億円（前回要望時の令和3年度から令和5年度までの無税分合計）が取り崩された。令和4年度から、「火災・風水害」の区分は正味収入保険料の100分の10の積立（損金算入）、「動産総合・建設工事・貨物・運送」の区分は正味収入保険料の100分の6の積立（損金算入）が認められたものの、令和3年度から令和5年度にかけて、火災保険等の異常危険準備金残高は886億円の増加（令和5年度末残高3,117億円）、残高率は9.6%から12.4%（+2.8%）の上昇にとどまった。このうち、「火災・風水害」の区分における異常危険準備金残高は97億円の減少（令和5年度末残高1,655億円）、残高率は13.8%から12.1%（▲1.7%）に減少している。
	有効性	要望の措置の適用見込み	19社
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	異常危険準備金残高を早期に回復し、必要な残高を確保することにより、確実な保険金支払いを可能にし、被災した国民の生活の再建、早期安定化に寄与するとともに、わが国の経済社会の発展に資することとなるため有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし

		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>—</p>																		
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>巨大自然災害が発生した場合にも、損害保険会社が保険金を円滑に保険契約者に支払えるよう、損害保険会社の早期・計画的で十分な異常危険準備金の積立に寄与するものであり妥当なものである。</p> <p>これまでも平成3年の台風19号、平成23年の東日本大震災やタイ洪水、平成26年2月の雪害、平成30年の台風21号、令和元年の台風19号等の巨大自然災害が発生しているが、異常危険準備金の取崩しにより円滑かつ確実に保険契約者に保険金を支払ってきている。</p> <p>巨大自然災害に対しては大数の法則が働かないことから、複数年度にわたり収支を均衡させる仕組みとなっている。近年、巨大自然災害の発生が相次いでいる状況に鑑み、今後の巨大自然災害の保険金支払いに備えるためには、大幅に減少した異常危険準備金を早期に積み上げるとともに、様々な巨大災害リスクに対する異常危険準備金を統合一体的に運用し、リスク分散効果を活用することで残高を増やす必要がある。したがって、無税積立率の割増措置の延長及び取崩の一本化、取崩基準損害率の引き上げを要望するとともに、「火災・風水害」の区分の無税積立率、洗替保証率の引き上げを要望するものである。</p>																		
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>○直近事業年度損金算入額及び益金算入額</p> <table border="1" data-bbox="563 1106 1465 1341"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">火災保険等</th> <th rowspan="2">差引</th> </tr> <tr> <th>損金算入額</th> <th>益金算入額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>1,389億円</td> <td>810億円</td> <td>579億円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>1,846億円</td> <td>1,251億円</td> <td>595億円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>1,776億円</td> <td>1,415億円</td> <td>360億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p> <p>租税特別措置法の条項：第57条の5第1項又は第12項 適用件数：64社 適用額：2,540億円</p> <p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p> <p>巨大自然災害が発生した場合にも、損害保険会社が保険金を円滑に保険契約者に支払えるよう、損害保険会社の早期・計画的な異常危険準備金の積立に寄与するものであり、有効である。</p> <p>前回要望時の達成目標</p> <p>巨大災害に係る損害保険会社の保険金支払能力を向上させることにより、国民生活と経済社会の安定に資する。</p>	年度	火災保険等		差引	損金算入額	益金算入額	令和3年度	1,389億円	810億円	579億円	令和4年度	1,846億円	1,251億円	595億円	令和5年度	1,776億円	1,415億円	360億円
年度	火災保険等		差引																		
	損金算入額	益金算入額																			
令和3年度	1,389億円	810億円	579億円																		
令和4年度	1,846億円	1,251億円	595億円																		
令和5年度	1,776億円	1,415億円	360億円																		

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>巨大自然災害に係る保険金支払いに充てるため、計画的に準備金を各損保会社が積み立てているが、これまで以上に巨大自然災害が発生し、準備金を取り崩して保険金を支払ってきており、損保会社の保険金支払能力向上のため、さらなる準備金の積増しが必要となっている。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>積立率の引上げ（100分の5）については、平成10年度税制改正から継続要望し、平成25年度税制改正において措置され、平成28年度税制改正要望で同措置の延長を要望し、3年間の延長がなされた。その後、令和元年度税制改正要望において積立率の引上げ（100分の6）及び3年間の延長がなされている。</p> <p>令和4年度税制改正要望において積立率のさらなる引上げ（100分の10）を要望したところ、保険の種類が3分割され、無税積立率についても種類ごとに規定された（「火災・風水害」区分：100分の10、「動産総合・建設工事・貨物・運送」区分：100分の6、「賠償責任」区分：100分の2）。</p>	

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項目名	過大支払利子税制における支払利子等の明確化		
税目	法人税		
要望の内容	<p>過大支払利子税制における支払利子等の対象範囲を明確化すること。</p>		
内容	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— (— (—	百万円 百万円 百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 過大支払利子税制における支払利子等の対象範囲を明確化することにより、安定した金融取引を行える環境整備を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性 過大支払利子税制の目的は所得金額に比して過大な利子の支払いによる租税回避（例：海外からの借入れを原資に低税率国籍の法人への投資を行い、その配当で利益を上げる一方、借入利息の支払いが損金算入されることを利用し我が国における納税を減らすこと）を防止することである。 一方で、現行、本税制の対象となる支払利子等の対象範囲が必ずしも明らかでなく、実務上の取扱いが不安定となっているため、対象範囲の明確化が必要である。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	I-2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	過大支払利子税制における支払利子等の対象範囲を明確化することにより、安定した金融取引を行える環境整備を図ることで、より強固な金融システムを構築すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	過大支払利子税制における支払利子等の対象範囲を明確化することにより、安定した金融取引を行える環境整備を図ることで、より強固な金融システムの構築に資することが見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性	<p>過大支払利子税制における支払利子等の対象範囲を明確化することにより、安定した金融取引を行える環境整備を図ることで、より強固な金融システムの構築に資することが見込まれることから、妥当である。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯		今年度が初めての要望である。

令和7年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項目名	国際情勢を考慮した国際租税に係る所要の措置											
税目	法人税、所得税											
要望の内容	<p>租税条約の一部条項が相手国において停止されたことにより、実質的に租税条約の適用が受けられない場合に生じる外国税額について、外国税額控除の対象とすること。</p> <table border="1" data-bbox="901 813 1503 981"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）										
（改正増減収額）	（	— 百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 国際情勢を考慮した制度・環境整備を行うことにより、国内金融機関に過度な税負担が生じることがないようにすることで、国内金融機関の保護を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 我が国では、国際的な二重課税の排除方式として、外国で納付した外国税額を一定の範囲内で納付すべき税額から控除する外国税額控除制度が認められている。 ただし、租税条約を締結している場合、外国税額のうち租税条約の規定により条約相手国において課することができることとされる額を超える部分に相当する金額については、外国税額控除の対象外とされているところ。 租税条約の一部条項が相手国において停止されたことにより、実質的に租税条約の適用が受けられない場合に生じる外国税額についても、外国税額控除の適用が認められておらず、国内金融機関に追加的な税負担が生じるため、外国税額控除について国際情勢を考慮した措置を講じる必要がある。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１ 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	外国税額控除について、国際情勢を考慮した措置を講じることで、国内金融機関に過度な税負担が生じないようにすること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	租税条約の一部条項が停止された相手国に進出している国内金融機関への適用が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	外国税額控除について、国際情勢を考慮した措置を講じることで、国内金融機関に過度な税負担が生じないようにすることにより、国内金融機関の保護が図られるため、有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性	外国税額控除について、国際情勢を考慮した措置を講じることで、国内金融機関に過度な税負担が生じないようにすることにより、国内金融機関の保護が図られるため、妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯		今年度が初めての要望である。

令和7年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（金融庁企画市場局総務課保険企画室）

項目名	死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ		
税目	相続税		
要望の内容	<p>死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額[※]に「配偶者及び未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算すること。</p> <p>※ 法定相続人数×500万円</p>		
	<p>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)</p>	<p>▲22,957百万円 (- 百万円) (- 百万円)</p>	
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 国民一人ひとりが準備している死亡保障に対し、税制上の支援として具体的な措置を講じることにより、国民生活の安心と安定を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 生命保険は被相続人（被保険者）がその死亡によって生じる遺族の経済的負担に備えるために加入するものであり、死亡保険金は他の相続財産と異なり、当初から明確に遺族の生活資金として目的付けされているものである。 死亡保険金が遺族の生活資金としてその生活安定のための役割を果たしている現状に鑑みれば、世帯主を亡くした配偶者と未成年の子からなる世帯において相続税納付後の生活資金をより確保していくための配慮が必要であることから、本施策は必要である。 また、平成27年1月より相続税の基礎控除が引き下げられたことから、相続税の課税対象となる者は増加し、遺族の生活資金としての死亡保険金の重要性も増加している。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施																								
		政策の達成目標	世帯主の不慮の死亡に際し、遺族の生活資金の保障を一層高めることにより、国民生活の安定に資すること。																								
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。																								
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。																								
	政策目標の達成状況	－																									
	有効性	要望の措置の適用見込み	約 35 万人（令和 4 年の相続が発生した世帯における配偶者及び未成年の子の数の推計）																								
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>30 歳代から 40 歳代の世帯主の場合、死亡保険金の平均的な加入金額は 1,700 万円から 2,100 万円^(※1) となっており、この金額は保険契約者（被相続人）の考える最低限必要な遺族の生活資金相当額と見なすことができる。</p> <p>一方、社会的支援を要する母と未成年の子からなる遺族世帯においては、家計収支の現状^(※2) から、通常の勤労者世帯より家計が苦しい実態が窺えるところ。</p> <p>さらに、相続財産の 39.5%が土地・家屋等の換金性の低い資産で占められている状況^(※3) や平均世帯人員数が減少傾向^(※4) となっており現行の非課税限度額（法定相続人数×500 万円）と遺族世帯が最低限必要な生活資金である死亡保険金の平均的な加入金額（1,700 万円～2,100 万円）^(※1) との間に差異がある状況に鑑みると、母と未成年の子からなる遺族世帯に対して、相続税納付後の生活資金を確保していく措置が必要になるものと考えられる。</p> <p>本要望は、こうした趣旨を実質的に担保しようとするものであり、政策の達成目標に照らし、有効な手段と考える。</p> <p>(※1) 「令和 3 年度 生命保険に関する全国実態調査」（生命保険文化センター）</p> <table border="1" data-bbox="563 1832 1489 1928"> <tr> <td></td> <td>30～34 歳</td> <td>35～39 歳</td> <td>40～44 歳</td> <td>45～49 歳</td> </tr> <tr> <td>普通死亡保険金額（平均）</td> <td>1,793 万円</td> <td>1,945 万円</td> <td>1,964 万円</td> <td>2,040 万円</td> </tr> </table> <p>(※2) 「令和 5 年 家計調査」（総務省）（1 ヶ月ベース）</p> <table border="1" data-bbox="563 2004 1489 2101"> <tr> <td></td> <td>実収入 (①)</td> <td>実支出 (②)</td> <td>収支 (①－②)</td> </tr> <tr> <td>母子世帯</td> <td>312,358 円</td> <td>274,888 円</td> <td>37,470 円</td> </tr> <tr> <td>勤労者世帯</td> <td>608,182 円</td> <td>432,269 円</td> <td>175,913 円</td> </tr> </table>					30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳	普通死亡保険金額（平均）	1,793 万円	1,945 万円	1,964 万円	2,040 万円		実収入 (①)	実支出 (②)	収支 (①－②)	母子世帯	312,358 円	274,888 円	37,470 円	勤労者世帯	608,182 円	432,269 円
		30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳																						
	普通死亡保険金額（平均）	1,793 万円	1,945 万円	1,964 万円	2,040 万円																						
		実収入 (①)	実支出 (②)	収支 (①－②)																							
母子世帯	312,358 円	274,888 円	37,470 円																								
勤労者世帯	608,182 円	432,269 円	175,913 円																								

			(※3) 「国税庁統計情報(令和4年度)」								
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>土地・家屋等(A)</th> <th>課税価格合計(B)</th> <th>(A/B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得財産価額</td> <td>8,177,994百万円</td> <td>20,684,003百万円</td> <td>39.5%</td> </tr> </tbody> </table>		土地・家屋等(A)	課税価格合計(B)	(A/B)	取得財産価額	8,177,994百万円	20,684,003百万円	39.5%
			土地・家屋等(A)	課税価格合計(B)	(A/B)						
		取得財産価額	8,177,994百万円	20,684,003百万円	39.5%						
	(※4) 「令和4年 国民生活基礎調査の概況」(厚生労働省)										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>昭和61年</th> <th>令和4年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平均世帯人員数</td> <td>3.22人</td> <td>2.25人</td> </tr> </tbody> </table>		昭和61年	令和4年	平均世帯人員数	3.22人	2.25人				
	昭和61年	令和4年									
平均世帯人員数	3.22人	2.25人									
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし									
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし									
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—									
	要望の措置の妥当性	相続税納付後の生活資金を確保するための措置としては、予算その他の措置によるものよりも、死亡保険金の相続税非課税限度額を上げる税制上の措置によるのが妥当である。									
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>本措置の適用による減税額(推計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年 60,478百万円 ・令和元年 58,393百万円 ・令和2年 64,857百万円 ・令和3年 75,682百万円 ・令和4年 90,434百万円 <p>※非課税限度額は、500万円で計算。 ※国税庁統計年報の相続税課税実績に基づき、生命保険金等の取得財産価額がある被相続人のみを対象として推計したため、当該非課税措置を適用することで取得財産価額に生命保険金等が含まれなくなった者は除く。</p>									
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—									
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>生命保険については、遺族の生活資金をまかなう手段と考えている人が約5割^(※1)いる中、以下のとおり、遺族が被相続人の死後に直面する経済的負担に備えるために活用されている実態がある。</p> <p>① 死亡保険金の非課税措置を適用している相続人の取得財産に占める死亡保険金の割合は約6.5%であるが、現預金及び</p>									

		<p>退職手当金等の合計額（約 4,700 万円）と、相続税額及び債務等の合計額（約 4,600 万円）がほぼ同水準であること^(※2)から、死亡保険金が遺族の生活資金等としての役割を果たしている。</p> <p>② なお、生命保険金等の取得財産価額がある被相続人^(※3)についても、加入目的等に関する調査結果において、「万一のときの家族の生活保障のため」は 52.4%である一方で、「相続および相続税の支払いを考えて」は 1.6%に過ぎない状況であり、主として生活資金等の確保を目的として加入したものであると考えられる^(※4)。</p> <p>こうした活用実態を踏まえれば、死亡保険金の一部に非課税措置が適用されることを通じて、国民生活の安心と安定に寄与している。</p> <p>(※1) 「令和3年度 生命保険に関する全国実態調査」(生命保険文化センター) (※2) 死亡保険金の非課税措置を適用している相続人に係る取得財産の内訳</p> <table border="1" data-bbox="563 741 1481 943"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">相続財産全体</th> <th colspan="6">内訳</th> <th rowspan="2">債務等</th> <th rowspan="2">相続税額</th> </tr> <tr> <th>現預金等</th> <th>死亡保険金等</th> <th>退職手当金等</th> <th>有価証券</th> <th>土地等</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>価額(千円)</td> <td>212,111</td> <td>41,560</td> <td>13,747</td> <td>5,248</td> <td>19,661</td> <td>97,301</td> <td>34,594</td> <td>25,299</td> <td>20,667</td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>100.0</td> <td>19.6</td> <td>6.5</td> <td>2.5</td> <td>9.3</td> <td>45.9</td> <td>16.2</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：「平成18年度決算検査報告」(会計検査院)</p> <p>(※3) 国税庁統計情報(令和4年)より算出したところによれば3分の1。 (※4) 「令和3年度 生命保険に関する全国実態調査」(生命保険文化センター)</p>		相続財産全体	内訳						債務等	相続税額	現預金等	死亡保険金等	退職手当金等	有価証券	土地等	その他	価額(千円)	212,111	41,560	13,747	5,248	19,661	97,301	34,594	25,299	20,667	割合(%)	100.0	19.6	6.5	2.5	9.3	45.9	16.2		
	相続財産全体	内訳						債務等	相続税額																													
		現預金等	死亡保険金等	退職手当金等	有価証券	土地等	その他																															
価額(千円)	212,111	41,560	13,747	5,248	19,661	97,301	34,594	25,299	20,667																													
割合(%)	100.0	19.6	6.5	2.5	9.3	45.9	16.2																															
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>世帯主の不慮の死亡に際し、遺族の生活資金の保障を一層高めることにより、国民生活の安定に資すること。</p>																																				
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>																																				
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>昭和63年に法定相続人一人当たり250万円から500万円に引き上げられた。 本要望については、平成3年度税制改正より継続して要望している。</p>																																				

令和7年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室）

項目名	信託協会における受益証券発行信託計算規則の改正を受けた課税関係の明確化								
税目	法人税、所得税								
要望の内容	<p>受益証券発行信託に係る会計処理を定める信託協会の計算規則においては、信託財産の減価償却費相当分に係る投資家（受益者）への分配（利益を原資としない分配）を「元本の払戻し」として処理する規定がないため、協会において規則改正を行い、「元本の払戻し」として処理する規定を設けることを予定している。税制上の取扱いについても、利益を原資としない分配に係る所得税及び法人税の課税関係が不明確となっていることから、上記計算規則において利益を原資としない分配を「元本の払戻し」として処理する規定を設けた場合に、分配を受ける投資家（受益者）において所得税の課税がないこと等、課税上の取扱いを明確化すること。</p> <p>また、当該規則に基づく会計処理では、その他有価証券に負の評価差額金が生じたときなどに、実態として存在しない利益が留保金として計上されてしまう^{（注）}場合があることから、関連規定の改正を予定している。法人税法第2条第29号ハ（2）の規定を、改正後の受益証券発行信託計算規則による留保金に基づき適用すること。</p> <p>（注）法人税法第2条第29号ハ（2）の規定により、信託内における留保金が元本に対して2.5%を超えると、法人課税信託に該当し、超えない場合と税制上の取扱いが異なる。</p> <table border="1" data-bbox="901 1003 1495 1167"> <tr> <td data-bbox="901 1003 1228 1059">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1228 1003 1495 1059">－ 百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="901 1059 1228 1115">（制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1228 1059 1495 1115">（ － 百万円）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="901 1115 1228 1167">（改正増減収額）</td> <td data-bbox="1228 1115 1495 1167">（ － 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	－ 百万円	（制度自体の減収額）	（ － 百万円）	（改正増減収額）	（ － 百万円）
平年度の減収見込額	－ 百万円								
（制度自体の減収額）	（ － 百万円）								
（改正増減収額）	（ － 百万円）								

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>信託協会において受益証券発行信託計算規則を改正し、信託財産の減価償却費相当分に係る投資家（受益者）への分配を「元本の払戻し」として処理する規定を設けるとともに、この場合の課税関係の明確化を図る。</p> <p>また、信託協会において同規則を改正し、その他有価証券に負の評価差額金が生じた場合などに実態として存在しない利益が留保金として計上されないようにするとともに、この場合の課税関係の明確化を図る。</p> <p>これらにより、動産やその他有価証券を信託財産とする受益証券発行信託の組成及び投資家への提供を可能とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>特定受益証券発行信託においては、従来、不動産等を信託財産としている。今後、信託の受託者において、不動産だけでなく、多額の減価償却費が発生する動産や、評価差額金が純資産に直接計上されるその他有価証券についても信託財産とすることを企図している。</p> <p>現行の受益証券発行信託計算規則に基づく、動産やその他有価証券を信託財産とする場合などにおける、課税関係が不明確であることから、当該規則の改正その他の所要の措置が必要となる。</p>
--------------------------	---

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ-1 利用者の保護と利用者利便の向上 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		政策の達成目標	上記所要の措置を講ずることにより、明確な課税上の取扱いの下で、動産やその他有価証券を信託財産とする受益証券発行信託の組成及び投資家への提供を可能とする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	特定受益証券発行信託における受託者及び受益者
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	受益証券発行信託計算規則の改正その他の所要の措置により、減価償却費相当分を投資家（受益者）へ分配することを前提とした動産を信託財産とする場合に、受益証券発行信託の投資家等に係る課税関係の明確化が図られる。 また、その他有価証券を信託財産とする受益証券発行信託に負の評価差額金が生じた場合などに、実態として存在しない利益の留保金としての計上が、投資家等への課税関係に影響するおそれが無くなる。 このため、明確な課税上の取扱いの下で、これらを信託財産とする受益証券発行信託の組成及び投資家への提供が可能となることから、措置として有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性	<p>受益証券発行信託計算規則の改正その他の所要の措置によらなければ、減価償却費相当分を投資家（受益者）へ分配することを前提とした動産を信託財産とする場合に、受益証券発行信託の投資家等に係る課税関係の明確化が図られない。</p> <p>また、その他有価証券を信託財産とする受益証券発行信託に負の評価差額金が生じた場合などに実態として存在しない利益が留保金として計上され、投資家（受益者）等への課税に影響が生じうる。</p> <p>このため、措置として妥当である。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯	—		

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項目名	OECDの新国際課税ルールに係る所要の措置		
税目	法人税		
要望の内容	OECDの新国際課税ルールに係る国内法の整備については、国内金融機関に過度な事務負担が生じることのないよう、実務に配慮した措置を講じること。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 OECDの新国際課税ルールに係る国内法の整備については、実務に配慮した措置を講じることにより、国内金融機関に過度な事務負担が生じることがないようにすることで、国内金融機関の保護を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 2021年10月に国際的に合意された新国際課税ルールの導入に向けて、我が国においても、令和5年度税制改正により新国際課税ルールの第2の柱（グローバル・ミニマム課税）のうち所得合算ルール（IIR）が法制化された。 IIR以外の軽課税所得ルール（UTPR）及び国内ミニマム課税（QDMTT）を含め、OECDにおいて議論されるものについては、法整備が検討されているところ。 国内法の整備にあたっては、国内金融機関に過度な事務負担が生じることのないよう、実務に配慮した措置を講じる必要がある。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１ 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	OECD の新国際課税ルールに係る国内法の整備については、国内金融機関の実務に配慮した措置を講じること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	OECD の新国際課税ルールの適用がある国内金融機関が対象となる見込み。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	新たな税制の導入にあたり、実務に配慮した措置を講じることとは、国内金融機関の適正な業務遂行に資することが見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性	新たな税制の導入にあたり、実務に配慮した措置を講じることは、国内金融機関の適正な業務遂行に資するため、妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯		昨年度に続けて2度目の要望である。

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁企画市場局総務課）

項目名	決済・市場制度等の見直しに伴う所要の措置										
税目	—										
要望の内容	決済・市場制度等の見直しに伴う所要の措置を講ずること。										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">平年度の減収見込額</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">（制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: center;">（ —</td> <td style="text-align: right;">百万円）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">（改正増減収額）</td> <td style="text-align: center;">（ —</td> <td style="text-align: right;">百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（ —	百万円）	（改正増減収額）	（ —	百万円）	
平年度の減収見込額	—	百万円									
（制度自体の減収額）	（ —	百万円）									
（改正増減収額）	（ —	百万円）									
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 決済・市場制度等の見直しに伴い、現行の課税関係を踏まえ、必要に応じ、所要の措置を講ずること。</p> <p>(2) 施策の必要性 決済・市場制度等の見直しに伴い、現行の課税関係を踏まえ、必要に応じ、所要の措置を講ずること。</p>										

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
		要望の措置の妥当性	—

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	—
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	—
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	—
	<p>前回要望時の達成目標</p>	—
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	—
<p>これまでの要望経緯</p>	—	

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁企画市場局総務課保険企画室）

項目名	保険業に関する制度等の見直しに伴う所要の措置		
税目	—		
要望の内容	保険業に関する制度等の見直しに伴う所要の措置を講ずること。		
	平年度の減収見込額	—	百万円
	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）
	（改正増減収額）	（	— 百万円）

<p>新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>保険業に関する制度等の見直しに伴い、現行の課税関係を踏まえ、必要に応じ、所要の措置を講ずること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>保険業に関する制度等の見直しに伴い、現行の課税関係を踏まえ、必要に応じ、所要の措置を講ずる必要がある。</p>
--	--

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	

令和7年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項目名	サステナブルファイナンス分野における所要の措置							
税目	—							
<p>要望の内容</p>	<p>持続可能な経済社会の実現に向けては、脱炭素社会の実現や気候変動・少子高齢化問題等の環境・社会課題に対応するとともに、企業価値を高めようとする取組みや事業等に対し、必要となる資金を供給していく必要がある。こうした「経済と環境の好循環」を実現するため、サステナブルファイナンス（持続可能な社会を実現するための金融）分野において税制上の所要の措置を講じること。</p> <table border="1" data-bbox="901 907 1487 1070"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>— 百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（ — 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（ — 百万円）</td> </tr> </table>		平年度の減収見込額	— 百万円	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）	（改正増減収額）	（ — 百万円）
平年度の減収見込額	— 百万円							
（制度自体の減収額）	（ — 百万円）							
（改正増減収額）	（ — 百万円）							
<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 脱炭素社会の実現に貢献するとともに、企業価値の向上に繋がる高い技術・潜在力を有した企業等の取組に対して、必要な資金が円滑に供給され、「経済と環境の好循環」の下で持続可能な経済社会を実現すること。</p> <p>(2) 施策の必要性 近年、民間金融機関や機関投資家が主体的にサステナブルファイナンスを拡大させており、特に ESG 投資額やグリーンボンド等の発行額が増加している。さらに、2015 年に持続可能な開発目標（SDGs）と気候変動対策に関するパリ協定が採択され、持続可能な社会の構築に向けた取組が世界的にも進められている。</p> <p>また、新たな産業・社会構造への転換を促すためには民間資金の一層の活用促進が不可欠であることから、主要国を中心に、政策的にもサステナブルファイナンスを更に推進する動きがある。</p> <p>日本では、2020 年 10 月に、2050 年までにカーボンニュートラルの実現を目指すこととされ、2021 年 4 月には、2030 年度における温室効果ガス削減目標の引上げが表明されたが、当該目標を「経済と環境の好循環」につなげることが政府全体の課題である。</p> <p>昨年 2 月には、「GX 実現に向けた基本方針」が閣議決定され、以後 10 年間で官民合わせて、150 兆円の GX 投資を実施することとされている。こうした観点から、GX 分野における新たな金融手法の活用として、サステナブルファイナンスの推進についても明記されているところである。</p> <p>以上を受け、脱炭素社会の実現に貢献するとともに、企業価値を高めようとする企業等の取組に対して、ESG 投資資金をはじめとするサステナブルファイナンスが円滑に供給されるよう、税制上の措置を講ずることが必要である。</p>							

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	横断的施策－2 サステナブルファイナンスの推進
		政策の達成目標	脱炭素社会の実現に貢献するとともに、企業価値の向上に繋がる高い技術・潜在力を有した企業等の取組に対して必要な資金が供給され、「経済と環境の好循環」の下で持続可能な経済社会が実現されること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	要望の措置は、脱炭素社会の実現に貢献するとともに、企業価値の向上に繋がる高い技術・潜在力を有した企業等の取組に対して必要な資金が供給されることに資するものであり、有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		要望の措置は、民間資金を大きく動かす必要のあるものであるため、予算では措置することが困難であり、税制上の措置が妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	脱炭素社会の実現に貢献するとともに、企業価値の向上に繋がる高い技術・潜在力を有した企業等の取組に対して必要な資金が供給され、「経済と環境の好循環」の下で持続可能な経済社会が実現されること。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	令和4年度からの継続要望である。	

令和7年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項目名	金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）		
税目	所得税		
要望の内容	<p>「金融所得課税の一体化」に向けて、以下の必要な税制上の措置等を講ずること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、損益通算の範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大すること。 2 損益通算範囲の拡大に当たっては、特定口座を最大限活用すること。 3 制度導入に当たっては、個人投資家の利便性や金融機関の負担について十分配慮すること。 <p>また、暗号資産取引に係る課税上の取扱いについて検討を行うこと。</p>		
		<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）</p>	<p>▲7,860 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）</p>

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 個人投資家の市場参加を促し、株式や投資信託の保有を通じて、家計から供給される成長資金が、企業の設備投資やベンチャー投資に回ることによって経済成長を促し、その成長の果実が家計に分配され、家計の資産形成を促進するといった経済の好循環の維持・拡大を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性 わが国における個人投資家による成長資金の供給は、株式や公募投資信託などの現物取引が主流であり、ヘッジ手段としてのデリバティブ取引の活用は、限定的である。 こうした中、デリバティブ取引は、個人投資家にとっても、ヘッジや分散投資といった目的で行われることで、投資手段の幅を広げ、ひいては、現物投資の拡大とあいまって、家計による成長資金の供給の拡大と家計の資産形成につながっていくことが期待されるものであり、そのための投資環境の整備（損益通算の拡大）を進めていく必要がある。 なお、暗号資産取引に係る課税上の取扱いについては、暗号資産を国民の投資対象となるべき金融資産として取り扱うかなどの観点踏まえ、検討を行っていく。</p>			
	今回の要望（租税特別措置）に関する	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
			政策の達成目標	投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することで、個人投資家の市場参加を促し、企業の投資活動を通じた経済成長と、成長の果実の分配による家計の資産形成という経済の好循環の維持・拡大すること。
			租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
			同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	政策目標の達成状況	—		
か有	要望の措置の適用見込み	デリバティブ取引等を行う個人投資家が適用対象。		

		<p>要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)</p>	<p>投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することは、個人投資家の市場参加を促し、企業の投資活動を通じた経済成長と、成長の果実の分配による家計の資産形成という経済の好循環の維持・拡大を図るうえで有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本証券業協会加盟金融機関によるデリバティブ取引：94万口座（日本証券業協会調べ） ・株式取引：1,531万口座（証券保管振替機構「株式等振替制度株式5属性別株主数」）
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>予算その他の措置では投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を実現することはできないことから、税制面で整備することが妥当である</p>	
こ れ ま だ の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—	
	前回要望時の達成目標	—	

	<p>前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの 要 望 経 緯</p>	<p>平成 17 年度からの継続要望。</p>	

令和7年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（金融庁企画市場局総務課保険企画室）

項目名	生命保険料控除制度の拡充		
税目	所得税		
要望の内容	<p>「令和6年度税制改正大綱（令和5年12月14日 自由民主党・公明党）」において「子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充」として示された内容で措置すること。</p> <p>（※）令和6年度税制改正大綱【抜粋】 生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠（遺族保障）について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の4万円の適用限度額に対して2万円の上乗せ措置を講ずること。</p>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	精査中 （ - 百万円） （ - 百万円）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 生命保険料控除制度の拡充により、国民一人ひとりのニーズに沿った多様な生活保障の準備を推進し、安心かつ豊かでゆとりのある国民生活を確保する。</p> <p>(2) 施策の必要性 人生 100 年時代を迎え、老後生活に向けた資産形成はもとより、医療などのニーズへの自助による備えが一層重要になっている。</p> <p>こうした状況下において、生命・介護医療・個人年金保険が持つ私的保障の役割はますます大きなものとなっているほか、特に子どもを扶養している世帯においては、遺族の生活資金の備え等として、生命保険の遺族補償としての役割が高まっている。生命保険料控除の拡充は、様々な要因により経済の先行きに対する不透明感が高まる中においても、将来に向けた保障や資産形成への備えを継続する一助となり、ひいては、国民の相互扶助を後押しし、国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することとなる。</p>
--------------------------	--

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		政策の達成目標	個々人の多様な生活保障の準備を支援・促進することにより、国民生活の安定に資すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
	政策目標の達成状況	—	
	有効性	要望の措置の適用見込み	約 4,000 万人 ^(※) (出典：国税庁「令和 4 年分民間給与実態統計調査」及び「令和 4 年分申告所得税標本調査」) ※生命保険料控除適用者数に、制度拡充後（見込）の影響を加味した数字を記載
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	遺族の生活困窮の防止や子どもの教育機会の確保に向けた遺族保障の充実に繋がる見込み。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		国民一人ひとりのニーズに沿った、生活保障の充実が求められている。一方で、生命保険については、「遺族保障」として年間約 3 兆円の死亡保険金が支払われているところであるが、子を扶養する国民が加入している死亡保険金額は平均 1,348 万円であり、遺族の生活資金の備えとして（国民が）必要と考える死亡保険金額 2,289 万円に比べて 6 割程度に留まっている ^(※) 。	

			<p>このため、今後も、個々人の多様な生活保障の準備を税制面から支援・促進する生命保険料控除制度を拡充していく措置が必要になるものとする。</p> <p>本要望は、こうした趣旨を実質的に担保しようとするものであり、国民生活の安定に寄与するために妥当な措置と考える。</p> <p>(出典：生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」) ※扶養する子どもの有無を加味した金額を記載</p>																																																																																										
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p style="text-align: center;">租税特別措置の適用実績</p>	<p>(給与所得者数に占める保険料控除適用者数の割合※(％))</p> <table border="1" data-bbox="563 568 1457 770"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年</th> <th>平成28年</th> <th>平成29年</th> <th>平成30年</th> <th>令和元年</th> <th>令和2年</th> <th>令和3年</th> <th>令和4年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般生命</td> <td>74.3</td> <td>74.0</td> <td>74.2</td> <td>73.5</td> <td>73.5</td> <td>69.7</td> <td>69.5</td> <td>69.1</td> </tr> <tr> <td>介護医療</td> <td>41.8</td> <td>47.5</td> <td>51.3</td> <td>50.0</td> <td>53.0</td> <td>52.2</td> <td>54.3</td> <td>56.1</td> </tr> <tr> <td>個人年金</td> <td>16.7</td> <td>17.1</td> <td>17.9</td> <td>17.8</td> <td>17.6</td> <td>17.0</td> <td>16.9</td> <td>16.5</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>76.6</td> <td>76.5</td> <td>77.2</td> <td>76.7</td> <td>77.2</td> <td>73.5</td> <td>73.5</td> <td>73.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：国税庁「民間給与実態統計調査」)</p> <p>(一人当たりの保険料控除額※(万円))</p> <table border="1" data-bbox="563 907 1457 1108"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年</th> <th>平成28年</th> <th>平成29年</th> <th>平成30年</th> <th>令和元年</th> <th>令和2年</th> <th>令和3年</th> <th>令和4年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般生命</td> <td>4.2</td> <td>4.1</td> <td>4.0</td> <td>3.9</td> <td>3.9</td> <td>3.9</td> <td>3.8</td> <td>3.7</td> </tr> <tr> <td>介護医療</td> <td>2.8</td> <td>2.9</td> <td>3.0</td> <td>3.0</td> <td>3.1</td> <td>3.1</td> <td>3.1</td> <td>3.2</td> </tr> <tr> <td>個人年金</td> <td>4.5</td> <td>4.4</td> <td>4.4</td> <td>4.3</td> <td>4.3</td> <td>4.3</td> <td>4.3</td> <td>4.3</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>6.5</td> <td>6.7</td> <td>6.8</td> <td>6.7</td> <td>6.7</td> <td>6.8</td> <td>6.8</td> <td>6.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：国税庁「民間給与実態統計調査」) ※年末調整対象者のうち納税者を対象として算定</p>		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	一般生命	74.3	74.0	74.2	73.5	73.5	69.7	69.5	69.1	介護医療	41.8	47.5	51.3	50.0	53.0	52.2	54.3	56.1	個人年金	16.7	17.1	17.9	17.8	17.6	17.0	16.9	16.5	全体	76.6	76.5	77.2	76.7	77.2	73.5	73.5	73.5		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	一般生命	4.2	4.1	4.0	3.9	3.9	3.9	3.8	3.7	介護医療	2.8	2.9	3.0	3.0	3.1	3.1	3.1	3.2	個人年金	4.5	4.4	4.4	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	全体	6.5	6.7	6.8	6.7	6.7	6.8	6.8	6.8	
			平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年																																																																																			
	一般生命	74.3	74.0	74.2	73.5	73.5	69.7	69.5	69.1																																																																																				
介護医療	41.8	47.5	51.3	50.0	53.0	52.2	54.3	56.1																																																																																					
個人年金	16.7	17.1	17.9	17.8	17.6	17.0	16.9	16.5																																																																																					
全体	76.6	76.5	77.2	76.7	77.2	73.5	73.5	73.5																																																																																					
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年																																																																																					
一般生命	4.2	4.1	4.0	3.9	3.9	3.9	3.8	3.7																																																																																					
介護医療	2.8	2.9	3.0	3.0	3.1	3.1	3.1	3.2																																																																																					
個人年金	4.5	4.4	4.4	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3																																																																																					
全体	6.5	6.7	6.8	6.7	6.7	6.8	6.8	6.8																																																																																					
<p style="text-align: center;">租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>																																																																																												
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>民間調査会社によるアンケート調査によれば、回答者の約6割が、生命保険料控除制度が拡充された場合、生命保険への加入もしくは加入を検討したいと回答^(※)しており、制度の拡充によって生命保険への加入インセンティブは高まることが予想される。</p> <p>(※) 生命保険料控除制度拡充に対する意識調査結果</p> <table border="1" data-bbox="563 1691 1476 1883"> <thead> <tr> <th>質問</th> <th>回答</th> <th>回答割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">仮に、生命保険料控除制度の控除限度額が拡充されたとすれば、今後の生命保険・年金保険についてどう考えるか。</td> <td>新規加入・増額をしたい</td> <td>9.4%</td> </tr> <tr> <td>新規加入・増額を前向きに検討したい</td> <td>23.5%</td> </tr> <tr> <td>新規加入・増額をどちらかと言えば検討したい</td> <td>24.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：日経リサーチ「生保関連税制に関するアンケート調査 2024」)</p> <p>生命保険料控除制度の拡充により、今後の加入率増加や加入金額の上乗せによる生活保障の促進が見込まれ、有効である。</p>	質問	回答	回答割合	仮に、生命保険料控除制度の控除限度額が拡充されたとすれば、今後の生命保険・年金保険についてどう考えるか。	新規加入・増額をしたい	9.4%	新規加入・増額を前向きに検討したい	23.5%	新規加入・増額をどちらかと言えば検討したい	24.0%																																																																																	
質問	回答	回答割合																																																																																											
仮に、生命保険料控除制度の控除限度額が拡充されたとすれば、今後の生命保険・年金保険についてどう考えるか。	新規加入・増額をしたい	9.4%																																																																																											
	新規加入・増額を前向きに検討したい	23.5%																																																																																											
	新規加入・増額をどちらかと言えば検討したい	24.0%																																																																																											

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>少子高齢化の急速な進展等に応じた社会保障制度の見直しに対応し、国民の自助努力による生活保障を支援・促進することにより、国民生活の安定に資すること。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成 24 年に一般生命・介護医療・個人年金の 3 つの控除からなる制度に改組された（平成 23 年までは生命・個人年金の 2 つの控除）。</p> <p>本制度の拡充については、平成 27（2015）年度税制改正より継続して要望しており、令和 6 年度要望においては、子育て世帯に対する控除を手厚くするよう要望したところ、令和 6 年度税制改正では手当されず、税制改正大綱において、令和 7 年度税制改正で検討し結論を得ることとされた。</p> <p>そのため、令和 7 年度要望においては、令和 6 年度税制改正大綱において「子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充」として示された内容で措置することを要望することとした。</p>

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項 目 名	経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の延長		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	<p>中小企業の再生を支援する観点から、再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」に基づき、当該再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合には、令和7年3月末までの間、当該資産に係る譲渡益を非課税とする特例が措置されているところ。</p> <p>中小企業の再生を継続的に支援する必要があることから、当該措置を延長すること。</p>		
	平年度の減収見込額	—	百万円
	（制度自体の減収額）	（ —	百万円）
	（改正増減収額）	（ —	百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済・地域金融の活性化を図り、ひいては、中小企業への円滑な資金提供を促す。</p> <p>(2) 施策の必要性 本特例措置は、平成25年3月末で中小企業金融円滑化法の期限が終了したことに併せて導入されたものであるが、経営改善・事業再生が必要な中小企業は現在も数多く存在しており、抜本的な事業再生等が必要な企業に対しては、問題を先送りすることなく、外部専門家との連携を図りつつ、債権放棄等の金融支援を含めた、真に実効性のある抜本的な事業再生支援を行っていくことが重要である。</p> <p>このように、地域経済・産業の成長や新陳代謝を支える積極的な金融仲介機能の発揮をより一層加速させていくことが重要であることから、経営者が事業継続に必要な不可欠な資産を保有している場合に再生を円滑に進めることを可能にする本特例措置を延長することが必要。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	I-3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施（特にコロナ後を見据えた取組の実施
		政策の達成目標	中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済・地域金融の活性化を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	3年間延長すること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めるための環境が整備された。
	有効性	要望の措置の適用見込み	抜本的な事業再生を行う中小企業において活用されることが見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本件特例措置は、再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」に基づき、再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合の譲渡益を非課税とするものであり、中小企業の事業再生・経営改善を促進するうえで有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」に基づき、再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合の譲渡益を非課税とすることにより、中小企業にとって真の経営支援に繋がる支援を本格化させるための環境が整備されることから、要望として妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	令和3年度1件 令和4年度0件 令和5年度1件
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」に基づき、再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合の譲渡益を非課税とすることにより、中小企業にとって真の経営支援に繋がる支援を本格化させるための環境が整備された。
	前回要望時の達成目標	中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済・地域金融の活性化を図る。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	中小企業の事業再生・経営支援に関しては、企業の特長や経営課題に応じ、それぞれの企業に適した解決策を講じていく必要があることから、地域経済・地域金融の活性化のためには、本特例措置を含め、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めるための環境整備を継続的に行う必要。
これまでの要望経緯	平成25年度要望(新設) 平成28年度要望(拡充及び延長) 平成31年度要望(拡充及び延長) 令和4年度要望(拡充及び延長)	

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項目名	新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長		
税目	印紙税		
要望の内容	<p>【民間金融機関等に係る措置】 （措置対象） 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等。</p> <p>（措置内容） 民間金融機関が、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた中小企業者等を対象に、民間金融機関が貸主となる特別貸付け等を行う場合の印紙税を非課税とするものであるが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化をふまえ、所要の措置を講ずる。</p>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等に対し、民間ファイナンスによる後押しを通じて資金繰り支援を行うことで、中小企業者等の資金繰りの円滑化を支援すること。</p> <p>(2) 施策の必要性 新型コロナウイルス感染症によりその影響を受けた中小企業者等を支援するためには、引き続き、事業者の負担軽減を図り、個別の中小企業者等の状況にあわせて、資金需要に適切に応えていく必要がある。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－２ 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		政策の達成目標	新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等に対し、民間ファイナンスによる後押しを通じて資金繰り支援を行うことで、中小企業者等の資金繰りの円滑化を支援すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	新型コロナウイルス感染症の影響の長期化をふまえ、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長を行う。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等が適用対象。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等の租税負担が軽減され、資金繰り円滑化が見込まれることから、有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	新型コロナウイルス感染症の被害者等に対する印紙税の負担軽減を図る上で有効な措置であり、非課税対象も新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付け等に限定されていることから、必要最低限の特例措置であり、妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p><参考：信用保証協会の保証承諾実績></p> <p>セーフティネット4号保証 114万件 20兆4,928億円</p> <p>危機関連保証 69万件 14兆4,618億円</p> <p>※いずれも制度開始以降令和6年6月末時点の累計（セーフティネット4号保証は令和6年6月末をもって終了。危機関連保証は令和3年12月末をもって終了。）</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	<p>新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等の租税負担が軽減され、資金繰りが円滑になったと考えられることから、有効である。</p>
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>本措置は、新型コロナウイルス感染症で影響を受けた中小企業者等の負担軽減等を図る目的で「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」が施行される際に措置された。</p> <p>当初、令和3年1月末となっていた期限が、令和3年度税制改正、令和4年度税制改正、令和5年度税制改正及び令和6年度税制改正において1年ずつ延長された（令和7年3月末まで。）。</p>	

令和7年度税制改正要望事項（**新設**・**拡充**・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項目名	企業年金・個人年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置								
税目	所得税、法人税								
要望の内容	<p>家計の更なる安定的な資産形成に資するため、企業年金・個人年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置を講ずること。</p> <table border="1" data-bbox="901 795 1495 965"> <tr> <td data-bbox="901 795 1228 851">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1228 795 1495 851">— 百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="901 851 1228 907">（制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1228 851 1495 907">（ — 百万円）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="901 907 1228 965">（改正増減収額）</td> <td data-bbox="1228 907 1495 965">（ — 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	— 百万円	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）	（改正増減収額）	（ — 百万円）
平年度の減収見込額	— 百万円								
（制度自体の減収額）	（ — 百万円）								
（改正増減収額）	（ — 百万円）								
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 企業年金・個人年金の充実を図ることにより、国民の安定的な資産形成を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性 企業年金・個人年金は、公的年金と相まって高齢期の所得確保を図るための制度であるところ、家計の資産形成の更なる環境整備を進めていくため、企業年金・個人年金の充実を図る必要性が高まっている。 また、個人型確定拠出年金（iDeCo）については、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）や「新しい資本主義のグランドデザイン」（令和6年6月21日閣議決定）において、拠出限度額及び受給開始年齢について2024年中に結論を得る、拠出限度額の引上げ等について大胆な改革を検討し結論を得るなどとされている。 こうした状況を踏まえ、企業年金・個人年金の制度の見直しに伴い、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。</p>								

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		政策の達成目標	企業年金・個人年金の充実を図ることにより、国民の安定的な資産形成を促進する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	企業年金・個人年金の充実を図ることは、国民の安定的な資産形成に資することとなり、要望や有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	企業年金・個人年金の充実を図ることは、国民の安定的な資産形成に資することとなり、要望は妥当である。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	—
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	—
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	—
	<p>前回要望時の達成目標</p>	—
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	—
<p>これまでの要望経緯</p>	—	

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項 目 名	リート及び特定目的会社に係る登録免許税の特例措置の延長		
税 目	登録免許税		
要 望 の 内 容	投資法人、投資信託及び特定目的会社（以下「リート等」という。）が取得する不動産に係る登録免許税の特例措置について適用期限を2年間（令和9年3月31日まで）延長すること。 ※ 土地以外の不動産に係る 所有権移転登記（リート等） :13/1000 （本則 20/1000） （参考：土地の所有権移転登記 :15/1000）		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 我が国の市場機能の強化のための制度・環境を整備することにより、不動産証券化市場の発展を促進すること。 (2) 施策の必要性 リート等は、これまで多くの不動産流動化に活用され不動産証券化市場の拡大に大きく貢献してきたところ。 一般の事業会社等と異なり、リート等は専ら投資ビークルとして活用されているところ、このような投資ビークルに対する登録免許税を軽減することで、不動産取得コストを低減し投資を促進させ、不動産証券化市場を発展させることが必要。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１ 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	我が国の市場機能の強化のための制度・環境を整備することにより、不動産証券化市場の更なる発展を促すこと。
		租税特別措置の適用又は延長期間	２年間延長すること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	令和５年度末時点のリート等の資産総額は約 31 兆円。
	有効性	要望の措置の適用見込み	リート等が適用対象。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	リート等による不動産取得コストの低減を通じて、不動産証券化市場の更なる発展が見込まれることから、本施策は有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	リート等による不動産取得に係る不動産取得税の軽減措置（地方税法附則第 11 条）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		リート等による不動産取得コストの低減を通じて、不動産証券化市場の更なる発展が促されることから、本施策は妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年</td> <td>155件(144件)</td> <td>2,021百万円(1,162百万円)</td> </tr> <tr> <td>令和4年</td> <td>127件(143件)</td> <td>2,454百万円(1,566百万円)</td> </tr> <tr> <td>令和5年</td> <td>117件(143件)</td> <td>873百万円(1,566百万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：国土交通省「不動産証券化の実態調査」、金融庁調査より推計) ※ () は令和5年度、令和3年度要望時における適用件数又は減収見込額</p> <p>減免対象件数と減収額は、年度により見込値と実績値の乖離が生じているが、特例措置を活用して実物不動産の取得が行われており、不動産投資市場の拡大のためには、現行の特例措置の継続が必要である。</p>		適用件数	減収額	令和3年	155件(144件)	2,021百万円(1,162百万円)	令和4年	127件(143件)	2,454百万円(1,566百万円)	令和5年	117件(143件)	873百万円(1,566百万円)
		適用件数	減収額											
	令和3年	155件(144件)	2,021百万円(1,162百万円)											
	令和4年	127件(143件)	2,454百万円(1,566百万円)											
	令和5年	117件(143件)	873百万円(1,566百万円)											
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—													
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	本施策は、リート等が不動産を取得する際の費用を軽減し、投資を促進させることで、不動産証券化市場の更なる発展を促すことから、有効である。													
前回要望時の達成目標	我が国の市場機能の強化のための制度・環境を整備することにより、不動産証券化市場の発展を促すこと。													
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」(令和4年6月7日閣議決定)において、優良な不動産ストックの形成等のため、2030年頃までにリート等の資産総額を約40兆円とすることを目標としており、令和6年中には約32兆円を達成する見込みである。													
これまでの要望経緯	平成10年度要望(新設) 平成13年度要望(拡充及び延長) 平成16年度要望(延長) 平成18年度要望(延長) 平成20年度要望(延長) 平成22年度要望(延長) 平成25年度要望(延長) 平成27年度要望(拡充及び延長) 平成29年度要望(延長) 令和元年度要望(延長) 令和3年度要望(延長) 令和5年度要望(延長)													

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室）

項 目 名	特例事業者等が不動産特定共同事業契約に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に係る税率の特例措置の延長		
税 目	登録免許税		
要 望 の 内 容	<p>特例事業者等※が不動産特定共同事業契約により一定の建設又は改修を行うために不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に係る税率の特例措置を2年間（令和9年3月31日まで）延長する。</p> <p>※不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号。以下「法」という。）第2条第9項に規定する特例事業者、法第2条第11項に規定する適格特例投資家限定事業者、法第2条第7項に規定する小規模不動産特定共同事業者）</p> <p>特例事業者等に係る特例税率：13/1000（移転登記） ：3/1000（保存登記）</p> <p>【参考】 本則税率：20/1000（移転登記） ：4/1000（保存登記） 土地の所有権移転登記等に係る特例税率：15/1000</p> <p><関連条文> 租税特別措置法第83条の3、登録免許税法別表第1－（一）、同法別表第1－（二）ハ、租税特別措置法施行令第43条の3、租税特別措置法施行規則第31条の5の2</p>		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	－ （－ （－	百万円 百万円 百万円）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>不動産証券化の一つの手法である不動産特定共同事業における特例事業者及び適格特例投資家限定事業者が行う建築物の耐震化や老朽不動産の再生等の事業に係る不動産取得コストを軽減することで、不動産特定共同事業の活用を推進し、地域の不動産に資金を供給することで、各地域において必要となる不動産開発を促進する。</p> <p>また、小規模不動産特定共同事業者及び小規模特例事業者における不動産取得コストを軽減することで、特に地域における小規模不動産の再生等を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>不動産特定共同事業は、例えば、老朽不動産の更新を行う際に、資金を金融機関等からの借入のみに頼らずに、投資家から出資を募って事業を行うことを可能とするケースや、地方都市などで開発を行おうとする際に、開発リスクを全て負える主体の確保が難しい場合に、地域のステークホルダーなどから出資を募って当該開発を行うケースにおいて活用されており、各地域において必要となる不動産開発の促進を図る上で必要な資金調達の手段である。</p> <p>不動産特定共同事業の活用を推進し、地域に必要な不動産開発を促進するためには、特例事業者等が不動産を取得しやすい環境を整備する必要がある。本特例措置は、特例事業者等が一定の建設、改修事業等を行う場合に不動産を取得するための総費用を軽減するものであり、事業の際の経済的なインセンティブとして有効であるため、特例事業者等が不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に係る税率の特例措置を延長することが必要である。</p>
--------------------------	--

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」（令和4年6月7日閣議決定） 「優良な不動産ストックの形成等のため、2030年頃までにリート等の資産総額を約40兆円とすることを目標とし、2022年度中にヘルスケアリートの活用に係るガイドラインを見直すとともに、2023年度中に不動産分野TCFD対応ガイダンスの改訂等により、リート等のアセットタイプの多様化や不動産投資市場におけるESG投資の促進を図る。」 <p>施策Ⅲ－1 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備</p>
		政策の達成目標	リート等の資産総額 (令和2年：約25兆円→令和12年頃：約40兆円)
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	リート等の資産総額 (令和2年：約25兆円→令和8年：約34兆円→令和12年頃：約40兆円)
		政策目標の達成状況	令和5年度末時点のリート等の資産総額：約31兆円
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和7年度：13件 令和8年度：13件
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置は、特例事業者等が不動産を取得するための総費用を軽減する措置であり、取得の際の経済的なインセンティブとして有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	特例事業者等が不動産特定共同事業契約に基づき不動産を取得した場合に係る課税標準の特例措置（不動産取得税）（地方税法附則第11条第12項）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性	特例事業者等による不動産取得コストの低減を通じて、不動産証券化市場の更なる発展が促されることから、本施策は、妥当である。												
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数</th> <th>減収額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>6(28)</td> <td>9.8(22.7)</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>8(37)</td> <td>3.0(24.5)</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>2(10)</td> <td>1.8(9.3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※適用件数は不動産流通税軽減証明に基づく。 ※減収額は事業者聞き取りに基づく。 ※()は令和3年度、令和5年度要望時における適用件数又は減収見込額。 ※()は令和3年度税制改正時の拡充要望の内容を含む。</p> <p>適用件数と減収額の実績値については、見込み値を下回っているが、事業者へのヒアリングにおいて、不動産特定共同事業における特例事業の要件の一部が厳しく、税制特例の対象となりうる事業自体の件数が少ないとの意見があったため、当該要件の見直しを検討しており、これにより適用が増加することが見込まれることから、現行の特例措置の継続が必要である。</p>		適用件数	減収額(百万円)	令和3年度	6(28)	9.8(22.7)	令和4年度	8(37)	3.0(24.5)	令和5年度	2(10)	1.8(9.3)	
			適用件数	減収額(百万円)											
	令和3年度	6(28)	9.8(22.7)												
	令和4年度	8(37)	3.0(24.5)												
	令和5年度	2(10)	1.8(9.3)												
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—													
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	本特例措置は、特例事業者等が物件を取得するための総費用を軽減する措置であるため、取得の際の経済的なインセンティブとして有効である。														
前回要望時の達成目標	リート等の資産総額 (令和2年度：約25兆円→令和6年度：約32兆円→令和12年頃：約40兆円)														
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和5年度末時点のリート等の資産総額：約31兆円 (2024年中には約32兆円を達成する見込みであり達成目標に向けて着実に推移している)														
これまでの要望経緯	平成25年度 創設 平成27年度 延長・拡充 平成29年度 延長・拡充 令和元年度 延長・拡充 令和3年度 延長・拡充 令和5年度 延長														

令和7年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項目名	結婚・子育て資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の拡充及び延長		
税目	贈与税		
要望の内容	<p>将来の経済的不安が若年層に結婚・出産を躊躇させる大きな要因の一つとなっていることを踏まえ、両親や祖父母の資産を早期に移転することを通じて、子や孫の結婚・妊娠・出産・育児を支援するため、結婚・妊娠・出産・育児の費用について一括して子・孫へ贈与を行った場合の贈与税の非課税措置について、拡充及び延長すること。</p> <p>【要望の内容】 ○対象費目等を拡充すること。 ○令和7年3月31日までとなっている適用期限を令和9年3月31日まで2年間延長すること。</p>		
		平年度の減収見込額	— 百万円
		（制度自体の減収額）	（ — 百万円）
		（改正増減収額）	（ — 百万円）

(1) 政策目的

高齢者層が有する家計金融資産を早期に若者世代に移転することにより経済活性化を図るとともに、子や孫の結婚・妊娠・出産・育児を後押しすること。

(2) 施策の必要性

少子化の背景には、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っているが、若い世代において、未婚化・晩婚化が進行していることが、少子化の大きな要因の一つとなっていると指摘されている。各種調査結果によれば、若い世代が結婚や出産に踏み切れない理由として経済的理由等が挙げられていることから、結婚・妊娠・出産・育児の障害の一つである経済的要因を取り除くための措置が必要である。

また、わが国では金融資産の約6割を高齢者層が保有しており、その資産をより消費性向の高い若年層に移転することによって、消費の拡大を通じた経済の活性化が期待できる。

<参考>

「こども大綱」(令和5年12月閣議決定)

<こども施策に関する基本的な方針>

・若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む。

・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。

・若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていくことが少子化対策の基本である。

<こども施策に関する重要事項>

・結婚の希望が叶えられない大きな理由としては、経済的事情や仕事の問題などのほか「適当な相手にめぐり会わないから」であり、多くの地方公共団体等において行われている出会いの機会・場の創出支援について、効果の高い取組を推進し、より広域での展開、官民連携、伴走型の支援を充実させる。結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を推進する。

「こども未来戦略」(令和5年12月閣議決定)

<基本理念>

・第一に、若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる学びや就職・結婚・出産・子育てなど様々なライフイベントが重なる時期において、現在の所得や将来の見通しを持てるようにすること、すなわち「若い世代の所得を増やす」ことが必要である。

「こどもまんなか実行計画」(令和6年5月決定)

新設・拡充又は延長を必要とする理由

		<p>(結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援)</p> <p>・高齢世代の保有する資産の若い世代への移転を促進し、若い世代を支援することを目的として、父母・祖父母が子・孫に対し結婚、妊娠・出産、育児等に要する費用について一括贈与した場合に 1,000 万円までを非課税とする措置を講じる。【こども家庭庁】</p>	
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>若年層の結婚・妊娠・出産・育児の障害の一つである経済的要因を取り除くことで、少子化問題に対応する。また、高齢者から若年層への世代間資産移転を促進させることにより、経済活性化を促す。</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>—</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>(「政策の達成目標」と同じ)</p>
		<p>政策目標の達成状況</p>	<p>結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化対策として、こども未来戦略加速化プランをはじめとした様々な取組を行っているものの、2023 年の合計特殊出生率」は 1.20 (概数) と過去最低となり、先進国の中でも低い水準となっている。また、各種調査によれば、結婚や出産に踏み切れない理由として経済的理由等が上位に挙げられているところである。</p> <p>○2021 年 国立社会保障・人口問題研究所 「第 16 回出生動向基本調査」</p> <p>・結婚意思のある未婚者 (25～34 歳) が独身でいる理由</p> <p>「適当な相手にめぐり会わない」 男性：43.3%、女性：48.1%</p> <p>「必要性をまだ感じない」 男性：25.8%、女性：29.3%</p> <p>「結婚資金が足りない」 男性：23.1%、女性：13.4%</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・結婚意思のある未婚者に、一年以内に結婚するとしたら何か障害となることがあるかをたずねたところ、男女とも「結婚資金」を挙げた人が最も多い。（男性 47.5%、女性 43%） ・夫婦の予定子ども数が理想子ども数を下回る理由として最も多いのは、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」（52.6%） <p>○平成 31 年 3 月（平成 30 年度）内閣府「少子化社会対策に関する意識調査報告書」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どのような状況になれば結婚すると思いますかという問いに対し、経済的に余裕ができること」が 42.4%と最も高い。 ・経済的な事柄のうち、どのようなことがあれば、皆が安心して希望通り子供を持てるようになるかという問いに対し、「幼稚園・保育所などの費用の補助」が 54.3%と最も高い。
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>令和 2 年度国勢調査結果によると、40 歳～89 歳の既婚者（有配偶）のうち、家族類型が「夫婦と子供から成る世帯」又は「ひとり親と子供から成る世帯」であるのは約 1,895 万人。</p> <p>また、「結婚・子育て支援信託に関する調査結果報告書」（一般社団法人 信託協会 2024 年 7 月）によると、子どものいる 40～89 歳の男女のうち、本制度の利用可能者（※）は 86.1%、このうち 28.7%が本制度を「利用してみたい」又は「どちらかといえば利用してみたい」と回答している。</p> <p>以上より、本制度の利用可能性があるのは約 468 万人と推計される。</p> <p>（※）本制度について、「名前は知っていたが、仕組みなど詳細までは知らなかった」又は「名前も知らなかった」と回答した 96.5%のうち、「そもそも利用できない（対象となるお子さまやお孫さまがいない等）」を選択した回答者を除外した割合</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>本措置により、高齢者が保有する資産の若年層への移転を促進することは、結婚・妊娠・出産・育児に対する若年層の経済的な不安を解消し、少子化対策につながるのと同時に、若年層による消費が促されることにより、内需の拡大による経済活性化にも有効である。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本措置は、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、結婚・妊娠・出産・育児に対する若年層の経済的な不安を解消し、少子化対策につなげる観点から、広く公平に個人に適用するものであり、租税特別措置によって実施することは妥当であるといえる。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>【平成27年（12月時点）】 ○受益者 3,434人 ○契約数 3,487件 ○受託残高 7,593,025千円</p> <p>【平成28年（12月時点）】 ○受益者 5,361人（前年より1,927人増） ○契約数 5,448件（前年より1,961件増） ○受託残高 9,752,789千円（前年より2,159,764千円増）</p> <p>【平成29年（12月時点）】 ○受益者 5,944人（前年より583人増） ○契約数 6,038件（前年より590件増） ○受託残高 10,436,509千円（前年より683,720千円増）</p> <p>【平成30年（12月時点）】 ○受益者 6,410人（前年より466人増） ○契約数 6,511件（前年より473件増） ○受託残高 10,545,327千円（前年より108,818千円増）</p> <p>【令和元年（12月時点）】 ○受益者 6,790人（前年より380人増） ○契約数 6,893件（前年より382件増） ○受託残高 10,742,039千円（前年より196,712千円増）</p> <p>【令和2年（12月時点）】 ○受益者 6,991人（前年より201人増） ○契約数 7,098件（前年より205件増） ○受託残高 10,273,246千円（前年より468,793千円減）</p> <p>【令和3年（12月時点）】 ○受益者 7,213人（前年より222人増） ○契約数 7,323件（前年より225件増） ○受託残高 9,985,080千円（前年より288,166千円減）</p> <p>【令和4年（12月時点）】 ○受益者 7,409人（前年より196人増） ○契約数 7,519件（前年より196件増） ○受託残高 9,433,643千円（前年より551,437千円減）</p> <p>【令和5年（12月時点）】 ○受益者 7,624人（前年より215人増） ○契約数 7,736件（前年より217件増） ○受託残高 8,903,429千円（前年より530,214千円減）</p> <p>※上記は信託銀行実績分のみ</p>
		<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>

	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本措置により、若年層に移転した高齢世代の保有する資産は、結婚・子育て費用に充てられることから、少子化対策として有効である。また、これらの資産は、結婚・子育て費用に充てられることが前提であるため、消費の拡大、及び経済の活性化の手段として有効である。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>若年層の結婚・妊娠・出産・育児の障害の一つである経済的要因を取り除くことで、少子化問題に対応する。また、高齢者から若年層への世代間資産移転を促進させることにより、経済活性化を促す。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>本措置が利用されているということは、実際に、親・祖父母世代から結婚・子育て世代に資産が移転しているということであり、若年層の結婚・妊娠・出産・育児の障害の一つである経済的要因を取り除くことができていると考えられる。 また、本措置により、高齢者から若年層への世代間資産移転が実際に行われていることから、経済の活性化が促されていると考えられる。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 27 年度：新設 平成 28 年度：費目の明確化に関する拡充を要望 平成 30 年度：対象の拡充及び措置の恒久化を要望 令和 3 年度：子の育児に係る費用の拡充、対象年齢の引き下げ（民法改正による）及び措置の延長を要望 令和 5 年度：措置の延長を要望</p>	

令和7年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項目名	スピノフの実施の円滑化のための分配資産割合の計算に係る所要の措置		
税目	所得税、法人税		
要望の内容	<p>グループ通算制度適用会社による完全子会社の税制適格スピノフにおいて、親会社株主が受け取る完全子会社株式の取得価額の算定に必要な分配資産割合を、完全子会社のグループ通算制度離脱に伴う投資簿価修正を踏まえた帳簿価額を用いて算出した場合でも、当該計算がスピノフ実行に間に合うよう所要の措置を講じる。</p>		
		<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）</p>	<p>— 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）</p>

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>グループ通算制度適用会社による完全子会社の税制適格スピノフにおいて、親会社株主が受け取る完全子会社株式の取得価額の算定に必要な分配資産割合を、完全子会社のグループ通算制度離脱に伴う投資簿価修正を踏まえた帳簿価額を用いて算出した場合でも、スピノフの実行に間に合うよう所要の措置を講じることで、株主や証券会社等における追加的な税務対応の負担や、株式取引への悪影響が発生しないようにすること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>グループ通算制度の適用会社は、制度上、完全子会社（通算子法人）のグループ通算制度からの離脱に当たって、離脱の直前に投資簿価修正を行い、親会社から離脱する完全子会社の株式の帳簿価額を計算する必要がある。</p> <p>スピノフする親会社の株主における、スピノフされる完全子会社の株式の取得価額及び親会社株式の取得価額の計算に用いる分配資産割合について、現行制度では「スピノフ直前」の完全子会社株式の帳簿価額に相当する金額を用いることとされている。</p> <p>この点、グループ通算制度の適用会社に関しては、スピノフによる完全子会社のグループ通算制度からの離脱に伴う投資簿価修正を行うために数ヶ月程度の準備期間が必要となるため、スピノフ時点では投資簿価修正を踏まえた帳簿価額に基づく分配資産割合を確定することができない。</p> <p>その結果、スピノフする親会社の株主における完全子会社株式の取得価額及び親会社株式の取得価額をスピノフ実行後直ちに算出することができない。</p> <p>このため、分配資産割合が確定するまでの間に各株主がいずれかの株式を譲渡した場合、税務上の譲渡損益を正しく算出できず、株主における株式取引に支障を来す可能性がある。</p> <p>仮に、スピノフ時点では暫定的な分配資産割合を用いて親会社とスピノフされる完全子会社の株式の取得価額を計算して株式分配を行い、分配資産割合の確定値を得た後に両社の株式の取得価額を再計算することが許容されることになった場合でも、株主や証券会社等にこの再計算に伴う修正申告等の追加的な税務対応が発生する他、分配資産割合の確定値を得るまでの間は各株式の真の取得価額が分からず、株主における株式取引に支障を来す可能性があるため、親会社もスピノフの決定・実行を躊躇する恐れがある。また、株主による申告漏れのリスクや、税務署において修正申告や申告漏れ等に関する追加的な事務負担が生じる可能性もある。</p> <p>このため、グループ通算制度適用会社による完全子会社の税制適格スピノフにおいて、親会社株主が受け取る完全子会社株式の取得価額の算定に必要な分配資産割合を、完全子会社のグループ通算制度離脱に伴う投資簿価修正を踏まえた帳簿価額を用いて算出した場合でも、当該計算がスピノフ実行に間に合うよう所要の措置を講じる。</p>	
	今回の要望（租税）	合理性

		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	要望の措置によって、株主等における追加的な税務対応の負担や株式取引への悪影響を発生しないようにすることができるため、利用者の利便性向上に有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	要望の措置は、株主等における追加的な税務対応の負担や株式取引への悪影響を発生しないようにするものであり、利用者の利便性向上に繋がることから、妥当である。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
租特透明化法に基づく適用実態調査結果		—	

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 14 年度要望 連結納税制度を創設	

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項 目 名	預貯金口座付番制度におけるマイナンバーの告知等に係る所要の措置		
税 目	所得税等		
要 望 の 内 容	<p>新たな預貯金口座付番制度^{（注）}に基づき付番された個人番号について、税法上の告知等の要件を満たすよう所要の措置を講じること。</p> <p>また、同制度に基づき金融機関が取得した最新の氏名等について、税法上の告知等の要件を満たすよう所要の措置を講じること。</p> <p>（注）「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和3年法律第39号）」（以下、「口座管理法」という。）に基づく制度。</p>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

新たな預貯金口座付番制度に基づき付番された個人番号について、税法上の告知等の要件を満たすよう所要の措置を講じること等により、当該制度を円滑に実施すること。

(2) 施策の必要性

現行、一定の税法上の手続において、預貯金者は金融機関に個人番号や氏名、住所等を告知し、金融機関は当該告知があった場合には、本人確認を行い、本人確認をした旨を記載又は記録した帳簿書類を保存しなければならないこととされている。

新たな預貯金口座付番制度により、2024年度末頃に預貯金者は1つの金融機関又はマイナポータルから預金保険機構を介して一度に複数の金融機関の口座へ付番することが可能になるが、かかる場合には預貯金者が金融機関に直接個人番号を告知していないため、税法上の告知等の要件を満たさず、改めて告知等の必要が生じる。

また、金融機関は、新たな預貯金口座付番制度により預貯金者の最新の氏名等について、預金保険機構を介して取得できるが、かかる場合には預貯金者が金融機関に直接預貯金者の最新の氏名等を告知したものではないため、税法上の告知等の要件を満たさず、改めて告知等の必要が生じる。

したがって、新たな預貯金口座付番制度に基づき付番された個人番号について、税法上の告知等の要件を満たすよう所要の措置を講じること等により、国民に生じうる負担を解消する必要がある。

<参考>

デジタル社会の実現に向けた重点計画（2024年6月21日閣議決定）【抜粋】

第3 重点施策一覧

○[No.1-10] 預貯金口座付番の円滑化

- 2024年4月1日の口座管理法施行により、同法に基づく自金融機関での預貯金口座付番を開始した。他金融機関を含めた預貯金口座付番及び災害時・相続時口座照会については、マイナンバー検証機能※の導入に伴うシステム開発完了後の2024年度末頃に開始する予定。
- ※申請者から提示を受けたマイナンバーを用いて、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から取得した情報と申請者情報を照合し、申請者とマイナンバーの紐付けの真正性を検証する機能。

具体的な目標：他金融機関を含めた預貯金口座付番及び災害時・相続時口座照会の開始（2024年度末頃）

主担当省庁：デジタル庁

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		政策の達成目標	新たな預貯金口座付番制度に基づき付番された個人番号について、税法上の告知等の要件を満たすよう所要の措置を講じること等により、当該制度を円滑に実施すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	口座管理法に基づき預貯金口座への個人番号の付番の申出等を行う預貯金者や同法に基づき個人番号の通知を受ける金融機関等に適用される見込み。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	新たな預貯金口座付番制度に基づき付番された個人番号について、税法上の告知等の要件を満たすよう所要の措置を講じること等により、国民に生じうる負担が解消され、円滑な制度実施が見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	新たな預貯金口座付番制度に基づき付番された個人番号について、税法上の告知等の要件を満たすよう所要の措置を講じること等により、国民に生じうる負担が解消され、当該制度の円滑な実施に資するため、妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	今年度が初めての要望である。	